

松本歯科大学学則

昭和 47 年 4 月 1 日施行	平成 8 年 12 月 5 日改正
昭和 51 年 4 月 1 日改正	平成 11 年 9 月 8 日改正
昭和 52 年 4 月 1 日改正	平成 13 年 4 月 1 日改正
昭和 53 年 4 月 1 日改正	平成 15 年 4 月 1 日改正
昭和 54 年 4 月 1 日改正	平成 19 年 4 月 1 日改正
昭和 55 年 4 月 1 日改正	平成 19 年 6 月 1 日改正
昭和 56 年 4 月 1 日改正	平成 19 年 7 月 5 日改正
昭和 57 年 4 月 1 日改正	平成 20 年 4 月 1 日改正
昭和 58 年 4 月 1 日改正	平成 21 年 4 月 1 日改正
昭和 59 年 4 月 1 日改正	平成 22 年 4 月 1 日改正
昭和 60 年 4 月 1 日改正	平成 23 年 4 月 1 日改正
昭和 60 年 8 月 1 日改正	平成 24 年 4 月 1 日改正
昭和 61 年 3 月 1 日改正	平成 24 年 7 月 1 日改正
昭和 61 年 4 月 1 日改正	平成 25 年 4 月 1 日改正
昭和 62 年 4 月 1 日改正	平成 26 年 4 月 1 日改正
昭和 63 年 4 月 1 日改正	平成 27 年 4 月 1 日改正
平成元年 4 月 1 日改正	平成 28 年 4 月 1 日改正
平成元年 6 月 1 日改正	平成 28 年 10 月 1 日改正
平成 2 年 4 月 1 日改正	平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 4 年 3 月 18 日改正	平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 8 年 3 月 22 日改正	平成 31 年 1 月 1 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 松本歯科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定めるところに従い、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図ることを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(学部学科)

第 3 条 本学に歯学部歯学科を置く。

(教育目標)

第4条 本学は第1条に基づき、建学の理念を具現化し人間教育全体を教育目標とし、人間としての倫理に基づき先ず「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができるように人材育成を行う。

2 教育目標達成のため、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを別に定める。

(修業年限)

第5条 本学の修業年限を6年とする。

(入学定員・収容定員)

第6条 本学の毎年度の入学定員は120名とし、収容定員は720名とする。

第2章 教育課程、講座及び履修方法

(講座)

第7条 本学に別表第1の講座を置く。

(授業科目・単位)

第8条 本学において開設する授業科目、単位及び時間数は、別表第2のとおりとする。

2 単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

第3章 職員組織

(職員組織)

第9条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、医療職員、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

第4章 教授会

(教授会)

第10条 本学の歯学部に教授会を置き、必要な事項は別に定める。

第11条 削除

第12条 削除

第5章 入学、休学、復学及び退学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、特別の事由がある場合を除き学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定により廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 相当の年齢に達し、本学が高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学)

第15条 学長は、本学に編入学を願い出た者が次の各号の一に該当するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者(学士)
- (2) 大学に2年以上在学して、所定の単位を取得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) その他本学が前各号に相当する課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学の時期は、第13条の規定にかかわらず、学年後期の始めとすることができる。

(転学)

第 16 条 学長は、他の歯科大学又は歯学部在学中の者が、本学に転入を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

2 他大学への転出を志願しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第 17 条 学長は、本学を退学又は除籍された者で別に定める出願資格を有する者が再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項の場合において、既修授業科目の全部又は一部について再履修を命ずることがある。

3 再入学に関する規程は、別に定める。

(選抜試験の期日と科目)

第 18 条 入学者選抜試験期日、試験科目及び出願期間は毎年度別に定める。

(入学の出願)

第 19 条 入学を志願する者は、指定の期間中に次の各号の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 本学所定の入学願書
- (2) 調査書
- (3) 写真
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 第 14 条第 4 号に該当する外国人は、学科課程修了証明書のほかに本邦に駐在する当該国の政府機関の証明書又は推薦書の添付を必要とする。

(入学手続)

第 20 条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに、次の各号の書類を提出するとともに、学生納付金等を納入しなければならない。

- (1) 戸籍抄本（外国人は在留カード）
- (2) 第 21 条に定める誓約書
- (3) 出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 所定の学生納付金及び諸納付金

2 前項の手続を完了しない者は入学を許可しない。

(誓約書)

第 21 条 入学を許可された者は、独立の生計を営む成年者で学費その他学生の身上に関し一切の責任を負うことのできる保証人 2 名を定めた誓約書を提出しなければならない。

(誓約書の更新)

第 22 条 前条の保証人がその要件を欠くに至ったときは、改めて保証人を定め直ちに誓約書を更新しなければならない。

(住所変更等の届出)

第 23 条 学生又は保証人が改名・転居・転籍したときは、直ちにその旨届け出なければならない。この場合、戸籍抄本又は住民票を添付させることがある。

(休学と休学期間)

第 24 条 病気その他やむを得ない理由のため引き続き 3 か月以上就学することのできない者は、その理由を証明する書類を添え、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、更に休学を要する者は、学長の許可を得て、1 年以内に限り休学することができる。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 25 条 病気により休学した者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 復学の際は、原級に復する。

(退学)

第 26 条 退学しようとする者は、その理由を付して、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第 26 条の 2 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 学生納付金等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第 43 条に規定する在学期間を超えた者
 - (3) 第 24 条に規定する休学期間を満了してなお復学できない者
 - (4) 死亡又は行方不明の届出のあった者
- 2 前項により除籍された者の除籍日は、すでに学生納付金等を納入してある学期末日とする。ただし、死亡による除籍の場合は、死亡した日とする。

(復籍)

第26条の3 前条第1項第1号に該当し除籍された者が、所定の学生納付金等を納付して除籍年度内に復籍を願い出たときは、学長は、復籍を認めることがある。

- 2 復籍を許可された者の復籍年月日は、除籍日の翌日とする。
- 3 復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

第6章 学年、学期及び休日

(学年)

第27条 学年は、特別の事由がある場合を除き4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第28条 学年を分けて次の2学期とする。ただし、必要があると認められる場合、学長は、前期及び後期の期間を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第29条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) ファウンダーズデイ（1月14日）
 - (4) 本学創立記念日（1月29日）
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
 - (7) 春季休業
- 2 前項第5号から第7号までに掲げる休業日は、学年の始めに学長が定める。
 - 3 前項の規定にかかわらず、学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第7章 試験、進級及び卒業

(試験の種類)

第30条 試験を分けて定期試験、追試験、再試験、進級試験及び卒業試験とする。

(定期試験)

第31条 定期試験は、授業を行った全科目について行う。ただし、授業科目によっては試験以外の方法でその成績を評価することができる。

(受験資格)

第32条 いずれの授業科目においても、特別の事由がある場合を除き、授業時間数の5分の4以上出席しなければ当該科目の受験資格を失う。

(受験の条件)

第33条 毎年度各期の試験は、学生納付金のみならず、寮費等を含むその他納付金を完納しなければ受けることができない。

(試験欠席)

第34条 病気その他やむを得ない理由のため試験に欠席する者は、医師の診断書又は事実を証明する書類を添え、速やかに試験欠席届を提出しなければならない。

(成績の評価)

第35条 授業科目の成績の評価は、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～65点)、D(64点以下)の5段階として、S、A、B、Cを合格としDを不合格とする。ただし、試験等の点数をもって評価することができない授業科目の評価については、合格及び不合格とすることができる。

2 前項に掲げるもののほか成績に関し必要な事項は、別に定める。

第36条 削除

(実験実習)

第37条 実験実習に必要と指定された器械・器具、材料等は、所定の期日までに準備しなければならない。

(臨床実習)

第38条 臨床実習には、4年次までに履修すべき全科目の試験に合格しなければ、出席することができない。

(進級試験)

第39条 進級試験は、授業を行った全科目を総合的に評価する試験として学年末に行う。

2 進級試験を課す学年の履修科目の単位は、進級試験の合格をもって認定する。

3 進級試験に関し必要な事項は、別に定める。

(進級の要件)

第 39 条の 2 学生が、進級するためには、別に定める進級要件を満たさなければならない。

2 進級に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業試験)

第 40 条 卒業試験は、第 6 学年に期間を定めて行う。

2 第 6 学年の履修科目の単位は、卒業試験の合格をもって認定する。

3 卒業試験に関し必要な事項は、別に定める。

(試験の運用)

第 41 条 第 30 条から前条に定めるほか、試験の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位授与)

第 42 条 学長は、卒業試験に合格した者を卒業と認定し、卒業証書・学位記及び学士（歯学）の学位を授与する。

2 学位に関する規程は、別に定める。

(在学期間)

第 43 条 在学期間は、第 1・2 学年、第 3・4 学年及び第 5・6 学年の各 2 学年次において、それぞれ 4 年を超えることはできない。

2 編入学又は転入学により入学した者の通算の在学期間については、入学年次から 6 年次までの最短修業年数の 2 倍を超えることはできない。

3 再入学時の在学期間については、別に定める。

第 8 章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第 44 条 本学に入学を志願する者は、別表第 3 に定める入学検定料を納めなければならない。

2 別に定めるところにより、入学検定料の全部又は一部を免除することがある。

3 一度納入された入学検定料は、返戻しない。

(学生納付金)

第 45 条 学籍にある者は、毎年度 4 月 15 日までに学生納付金及び諸納付金を納めなければならない。

2 学生納付金の金額は、別表第 4 のとおりとする。

3 本学に入学する者については、第 1 項の規定にかかわらず、入学年度の学生納付金等を本学の指定する期日までに納めなければならない。

4 再入学する場合の学生納付金については、別表第 4 を準用する。ただし、入学金は徴収し

ない。

(学生納付金の分割納入)

第 46 条 学生納付金のうち授業料は次の 2 期に分け、半額ずつ分納することができる。

前期 4 月 15 日まで

後期 10 月 15 日まで

第 47 条 削除

(学納金の返戻)

第 48 条 納入された学生納付金及び諸納付金は、返戻しない。ただし、入学を許可され学納金を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退したときは、入学金以外の学生納付金を返戻する。

(証明書の交付)

第 49 条 各種証明書の交付を請求する場合には、所定の手数料を納付しなければならない。

(授業料の減免)

第 50 条 本学において学業優秀であると認められた者に対しては、授業料を減免することがある。

2 奨学制度、授業料の減免及び休学中の者の学生納付金等に関する規程は、別に定める。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 51 条 学業の優秀な者又は善行のあった者は、表彰することがある。

(懲戒)

第 52 条 学生が、その本分に反する行為又は本学の諸規程等に違反する行為を行ったときは、学長が懲戒する。

2 懲戒を分けて、戒告、停学及び退学とする。

3 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

(懲戒退学)

第 53 条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第54条 削除

第55条 削除

第56条 削除

第57条 削除

第10章 委託生、研究生、専修生、聴講生及び外国人学生等

(委託生)

第58条 国、公共団体その他機関から、一定の在学期間と履修科目とを定めて入学の願い出があったときは、委託生として入学を許可することがある。

- 2 委託生は、志願履修科目を理解する学力があると認められた者とする。
- 3 委託生として入学を許可された者は、所定の期日までに別表第5に定める納付金を納めなければならない。
- 4 委託生が志願履修科目を修了したときは、証明書を交付する。

(研究生)

第59条 学長は、本学において特別な事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに別表第5に定める納付金を納めなければならない。
- 3 研究生に関する規程は、別に定める。ただし、特に規程に定めのない場合は、学則を準用する。

(専修生)

第60条 学長は、本学において専門分野における精深高度な技能を習得しようとする者があるときは、選考の上、専修生として入学を許可することがある。

- 2 専修生として入学を許可された者は、所定の期日までに別表第5に定める納付金を納めなければならない。
- 3 専修生に関する規程は、別に定める。ただし、特に規程に定めのない場合は、学則を準用する。

(聴講生)

第 61 条 学長は、本学の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(外国人学生)

第 62 条 学長は、日本国籍を有しない者で、大学において教育を受ける目的を持って入国し、入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生は、講義を理解する程度の日本語の素養を必要とするものとする。

3 前 2 項に定めるほか、外国人学生に関し必要な事項は、学則を準用する。

第 63 条 削除

(外国人研修生)

第 64 条 外国人研修生については、別に定める。

第 11 章 附属病院

(附属病院)

第 65 条 本学の歯学部に附属病院を置き、松本歯科大学病院と称する。

2 松本歯科大学病院に関する規程は、別に定める。

第 12 章 図書館

(図書館)

第 66 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第 13 章 総合歯科医学研究所

(総合歯科医学研究所)

第 67 条 本学に総合歯科医学研究所を置く。

2 総合歯科医学研究所に関する規程は、別に定める。

第 14 章 大学院

(大学院)

第 68 条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第 15 章 学寮

(学寮)

第 68 条の 2 学校法人松本歯科大学が管理運営する Campus Inn を学寮とする。

2 Campus Inn について必要な事項は、別に定める。

第 16 章 蒼穹会

(蒼穹会)

第 69 条 本学に松本歯科大学蒼穹会（以下「蒼穹会」という。）を設ける。

2 本学学生は、すべて蒼穹会に加入するものとする。

3 蒼穹会に関する事項は、別に定める。

第 17 章 雑則

(改廃)

第 70 条 この学則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則のほか教授、研究又は学生に関し必要な事項は、別に細則を定める。

附 則

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 61 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 4 年 3 月 18 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 8 年（1996 年）3 月 22 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 8 年（1996 年）12 月 5 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 11 年（1999 年）9 月 8 日改正、平成 11 年 8 月 25 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 13 年（2001 年）4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 15 年（2003 年）4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 19 年（2007 年）6 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 19 年（2007 年）7 月 5 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前の入学者に係る学納金については、改正後の松本歯科大学学則第 45 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に第 6 学年を留年した学生に係る卒業試験については、改正後の松本歯科大学学則第 40 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4（第 45 条第 2 項関係）及び第 6（第 45 条第 4 項関係）については、2012 年度に入学する者から適用し、2011 年度以前に入学した者については、当該入学年度に規定されている学生納付金を徴収するものとする。

附 則

この学則は、2012 年 7 月 1 日から施行し、2012 年度の在学学生から適用する。

附 則

この学則は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 43 条に規定する在学期間については、2015 年度の入学者から適用し、2014 年度以前に入学した者については、従前のおり、第 1・2 学年、第 3・4 学年、第 5・6 学年の各 2 学年について、それぞれの期間の 2 倍の年数を超えることはできないものとする。

附 則

この学則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2016 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 35 条に規定する成績の評価については、2017 年度の入学者から適用し、2016 年度以前に入学した者については、従前のおり、成績の評価は、A (100～80 点)、B (79～70 点)、C (69～65 点)、D (64 点以下) の 4 段階として、A、B、C を合格とし D を不合格とするものとする。
- 3 改正後の第 43 条に規定する在学期間については、2015 年度及び 2016 年度の入学者にも適用する。

附 則

この学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2019 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

基礎講座	臨床講座
口腔解剖学講座	歯科保存学講座
口腔生理学講座	歯科補綴学講座
口腔生化学講座	口腔顎顔面外科学講座
口腔細菌学講座	歯科矯正学講座
口腔病理学講座	歯科放射線学講座
歯科薬理学講座	小児歯科学講座
公衆衛生学講座	地域連携歯科学講座
	歯科麻酔学講座

別表第3（第44条関係）

入学検定料

項 目	納 入 金
一 般 入 学 試 験	30,000 円
センター利用入学試験	15,000 円
留学生入試（C・D） 〔日本留学生試験利用〕	
公募制推薦入学試験	30,000 円
A O 入 学 試 験	
指定校推薦入学試験	
校友子女入学試験	
留学生入試（A・B）	30,000 円
編入学・再入学試験	

別表第4（第45条関係）

学生納付金

1. 2018年度以降の入学者の学生納付金は、次のとおりとする。

項 目	新入学生		第2学年編入学生	
	1年次	2年目以降	2年次（入学時）	2年目以降
入学金	600,000 円	—	600,000 円	—
授業料	3,680,000 円	4,200,000 円	4,200,000 円	4,200,000 円

2. 2017年度以前の入学者の学生納付金は、当該入学年度に定められた金額とする。
 3. 2009年度以前に入学した者が退学し第6学年に再入学する場合の授業料は2,000,000円とする。

別表第5（第58条・第59条・第60条関係）

項 目	納 付 金		備 考
委 託 生	月 額	10,000 円	
研 究 生	年 額	600,000 円	前期・後期に分け30万円ずつ分納することができる。
専 修 生	月 額	30,000 円	